

3月・4月は市民課窓口が大変混み合います！

3月下旬から4月上旬にかけて、転入・転出・転居などの住所異動や、印鑑登録、マイナンバー（個人番号）カード等の手続きをする方が増え、市民課窓口が大変混み合い、日によっては待ち時間が**1時間以上**かかる場合があります。

お手続きを予定している方は、下のカレンダーを参考に、混雑が予想される日を避け時間に余裕をもってお越しください（混雑状況は手続内容・時間帯・天候などによっても異なります）

令和2年3月						
日	月	火	水	木	金	土
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
令和2年4月						
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

	年間で最も混み合います
	非常に混んでいます
	混んでいます
	比較的すいています

業務時間	住所異動	午前8時30分～午後5時15分 ※マイナンバーカードを利用した転入受付は午後4時30分までです。
	証明書交付	午前8時30分～午後5時45分

<<特に混み合う時間帯：午前11時～午後2時、午後4時30分～午後5時 >>

【住民異動の届出期間について】

住所を移した日から**14日以内**に転入届・転居届が必要です。
転出届はその住所を出るまでの間に、あらかじめお手続きできます。

【本人確認を行います】

運転免許証、マイナンバーカード等の本人確認書類をご持参ください。
代理人が手続きする場合は委任状（委任者が自筆押印したもの）も必要です。

各支所でも住所異動及び住民票等交付のお手続きができます。

羽地支所	58-1221	久志支所	55-8102
屋部支所	52-2610	屋我地支所	52-8957

※各支所の業務時間は午前8時30分～午後5時15分です。
マイナンバーカードを利用した転入手続きや介護保険等、一部お手続きできない業務もありますので各支所までお問い合わせください。